

# OTC 医薬品と情報

## 第 6 回 『中学・高校での「くすり教育」導入』

日本医薬品情報学会 OTC 医薬品情報委員会 ツカハラ薬局 塚原 俊夫

2000 年に WHO(世界保健機関)が「セルフメディケーションとは、自分自身の健康に責任をもち、軽度の身体の不調は自分で手当てすること」と定義してから、わが国でも「セルフメディケーション」という言葉が浸透し、国も推進に力を注ぎ始めた。その背景には、わが国の国民医療費の増大による国民皆保険制度維持への危機感があり、そのため軽度の不調は生活者自らが判断し OTC 医薬品を活用することで公的医療費負担を削減しようとする目的がある。

ここではセルフメディケーションを推進する一つの方法として国民の意識を高めるための「くすり教育」が義務化されたことについて述べてみたい。

### 「くすり教育」の必要性

セルフメディケーションを推進する一つの方策として OTC 医薬品を国民が活用することが求められるわけであるが、その際、買い手である消費者に医薬品に対する基礎知識・判断力がなかったら医薬品を正しく使用することができない。そのため国民への医薬品の教育が必要となったのである。

そこで厚生労働省と文部科学省はおのこのセルフメディケーションを推進させるための環境を整える取り組みを始めた<sup>1</sup>(表 1)。厚生労働省は OTC 医薬品の充実を図るべく薬事法改正を行い、文部科学省は国民意識を高めるべく中学・高校での教育に「くすり教育」を義務化することで体制を作った。

表 1 くすり教育の背景と流れ(概要)

<p>●厚生労働省</p> <ul style="list-style-type: none"><li>2002 年 11 月:一般用医薬品承認審査合理化等検討会 セルフメディケーションにおける OTC 医薬品のあり方を提言</li><li>2006 年 6 月:改正薬事法公布 医薬品販売のあり方全般の見直し 学校教育における啓発の必要性に言及</li><li>2007 年 8 月:医薬品適正使用啓発のための資料を作成・普及</li><li>2009 年 6 月:<b>改正薬事法完全施行</b> 一般用医薬品販売制度がスタート</li></ul> <p>●文部科学省</p> <ul style="list-style-type: none"><li>2005 年 7 月:中央教育審議会 医薬品の基礎知識をすべての子どもたちがもつべきと提言</li><li>2008 年 1 月:中央教育審議会 中学で教育追加、高校でのレベルアップに答申で言及</li><li>2012 年 4 月:<b>中学校新学習指導要領完全実施</b></li><li>2013 年 4 月:<b>高等学校新学習指導要領完全実施</b> 中学での医薬品の基礎、高校での医薬品の種類や販売制度などの周辺知識を学ぶ</li></ul>
--

(河野有:新学習指導要領とくすり教育~義務教育となったくすり教育に対する取り組み~)

JPMA NewsLetter, 140 : 28-31, 2010 より改変)

ここで1つのアンケート調査結果を紹介したい。くすりの適正使用協議会(RAD-AR)<sup>2</sup>は2009年4月1日から2010年3月31日まで、小中学生に「医薬品の教育」を実施する前と実施した後にアンケート調査をし、医薬品に対する理解度を確認した<sup>3</sup>。それによると、小学生で2割強、中学生では1割強が学校に医薬品を持参していて、また自分の判断で医薬品を服用していると回答したのは小学生で1割半、中学生では3割近くであった。

医薬品の効く仕組みは全体の8割近くが理解しておらず、4割が医薬品をお茶やジュースで服用するなど、正しい知識をもたず医薬品を使用していた。副作用という言葉は小学生では6割以上が認識し、副作用の経験は小学生では1割、中学生では3割が経験していた。OTC医薬品と医療用医薬品の違いは中学生でも約9割が認識していなかった。授業後のアンケートでは授業をよく理解できた、この知識が役に立つという回答はともに8割を超えていた。このような結果から児童や生徒の日常生活において、医薬品は身近なものでありながら、基本的な知識がなく、正しく使用されていないことがうかがえる。アンケート結果からわかるように、「くすり教育」を行うことは医薬品に対する認識を変え、正しく使うことを理解するのに十分役に立つことが示唆され、セルフメディケーションを推進するにあたりたいへん有用であるということがわかる。

## 国の取り組み

### 1. 厚生労働省での取り組み

厚生労働省は、表1の流れからわかるように検討を重ね、2006年6月に改正薬事法が告示されOTC医薬品の販売制度が大きく変わると、その改正の付帯決議で学校教育における「くすり教育」が必要であることを言及した。

### 2. 文部科学省での取り組み<sup>1</sup>

文部科学省では2005年7月に中央教育審議会の「健やかな体をはぐくむ教育の在り方に関する専門部会」で「全ての子供たちが身につけているべきミニマム」として、小学生・中学生は「医薬品の有効性や副作用を理解し正しく医薬品を使うことができる」ことが必要であるとの提言があり、それを受け、文部科学省は国民の教育を行う体制作りを行うことになった。

自分の健康に関心を持ち、自らの身体を守ろうとする意識を持つこと、また、医薬品を適正に使用することの知識や判断力を身につけるには、子どもの頃から一貫した教育が必要であり、その際、発達段階を踏まえて教育することが重要であるという考えから、中学・高校での学習指導要領にくすり教育を加えたのである。2008年3月告示の小学校の学習指導要領ではくすり教育は取り上げられなかったが、小学校ごとに保健指導として医薬品について学ぶ時間をもつことができるのは従来どおりである。「くすり教育は小中高と系統的に行われるべきである」という学習指導要領の考え方にに基づき、次回の改訂では、くすり教育は小学校でも取り入れられると予測される。

さて、くすり教育の授業は、主として学習指導要領に基づき行われ、中学・高校とも保健体育科の授業で実施されるが、学校によっては特別活動や総合的な学習の時間など、学校の教育活動全体で実施することも考えられる。

### 3. 中学校の新学習指導要領(表2)<sup>2</sup>

2012年度から中学校でくすり教育が始まるが、その際、小学校でくすり教育を行っている場合とそうでない場

合があるため、指導側は、医薬品に関する共通理解をさせるための配慮をする必要がある。中学校の保健体育では、①医薬品とは、②主作用と副作用、③医薬品の正しい使い方——を主として教える。使い方では医薬品の使用回数、使用時間、使用量などの使用方法があることを理解させる。これらは現在高校で教えられているものであり、授業は中学3年生で1～2時間かけて行われると考えられている。

**表 2 2008 年 3 月告示の中学校学習指導要領とその解説におけるくすり教育の記述**

<ul style="list-style-type: none"> <li> <p>● <b>中学校学習指導要領(第2章 第7節)</b></p> <p>健康の保持増進や疾病の予防には、保健・医療機関を有効に利用することがあること。また、医薬品は、正しく使用すること。</p> </li> <li> <p>● <b>中学校学習指導要領解説 保健体育編</b></p> <p>医薬品には、主作用と副作用があることを理解できるようにする。医薬品には、使用回数、使用時間、使用量などの使用方法があり、正しく使用することについて理解できるようにする。</p> </li> </ul>
--

4. 高校の新学習指導要領(表 3)<sup>2</sup>

高校では現行の内容からさらにレベルアップして、医薬品を取り巻く社会環境について学ぶ。具体的な内容として①医療用医薬品と一般用医薬品、②承認制度、③販売の規制、④医薬品の役割、⑤医薬品の使い方、⑥医薬品の副作用(医薬品副作用被害救済制度を含む)——を教える。スケジュールは図 1 に示すとおりである。

**表 3 2009 年 3 月告示の高等学校学習指導要領とその解説におけるくすり教育の記述**

<ul style="list-style-type: none"> <li> <p>● <b>高等学校学習指導要領(第2章 第6節)</b></p> <p>医薬品は、有効性や安全性が審査されており、販売には制限があること。疾病からの回復や悪化の防止には、医薬品を正しく使用することが有効であること。</p> </li> <li> <p>● <b>高等学校学習指導要領解説 保健体育編</b></p> <p>医薬品には、医療用医薬品と一般用医薬品があること、承認制度により有効性や安全性が審査されていること、及び販売に規制があることを理解できるようにする。疾病からの回復や悪化の防止には、個々の医薬品の特性を理解した上で使用方法に関する注意を守り、正しく使うことが必要であることを理解できるようにする。その際、副作用については、予期できるものと、予期することが困難なものがあることにも触れるようにする。</p> </li> </ul>
---

※1999 年告示の高等学校学習指導要領では「医薬品は正しく使用すること」との記述がある。

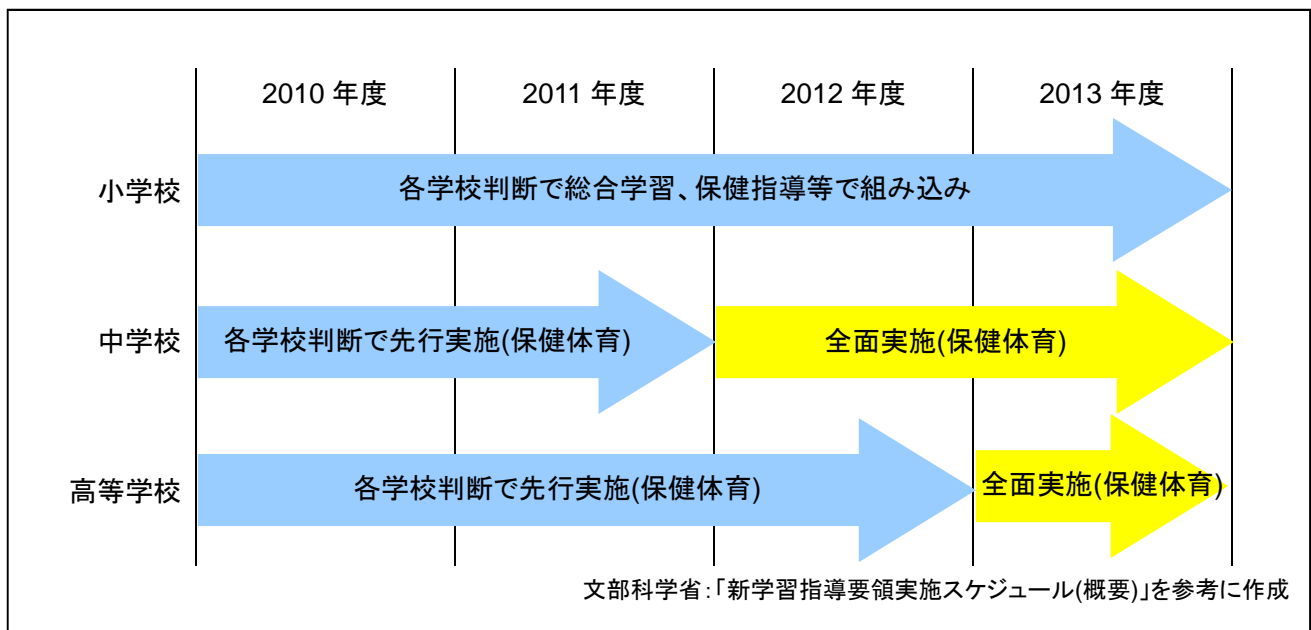


図 1 新学習指導要領における「くすりの正しい使い方授業」実施スケジュール

### くすり教育の担い手は？

保健体育の授業を担当するのは、保健体育科教諭または、教育委員会から許可を受け授業を行える養護教諭(=兼職発令を受けた教諭)であり、兼職発令を受けていない養護教諭や学校薬剤師は特例(後述)を除き単独で授業を行うことはできない。

しかし、くすり教育を充実させるために、保健体育科教諭は、生徒の健康を把握し、健康推進に中心的役割を果たしている養護教諭と、学校の医薬品管理などの指導助言・「薬物乱用防止教室」への専門家としての参画を行っている学校薬剤師と連携し、協力して行うことが必要である<sup>4</sup> (図 2)。この場合、保健体育科教諭は学校薬剤師と直接連絡を取り合う機会は養護教諭ほど多くない(養護教諭は日頃から環境衛生検査などで学校薬剤師と連携をとっている)ので、養護教諭がコーディネーターとして役割を果たすことが求められる。これらの連携がうまくいくと、くすり教育を行ううえで大切な情報交換ができるのである。

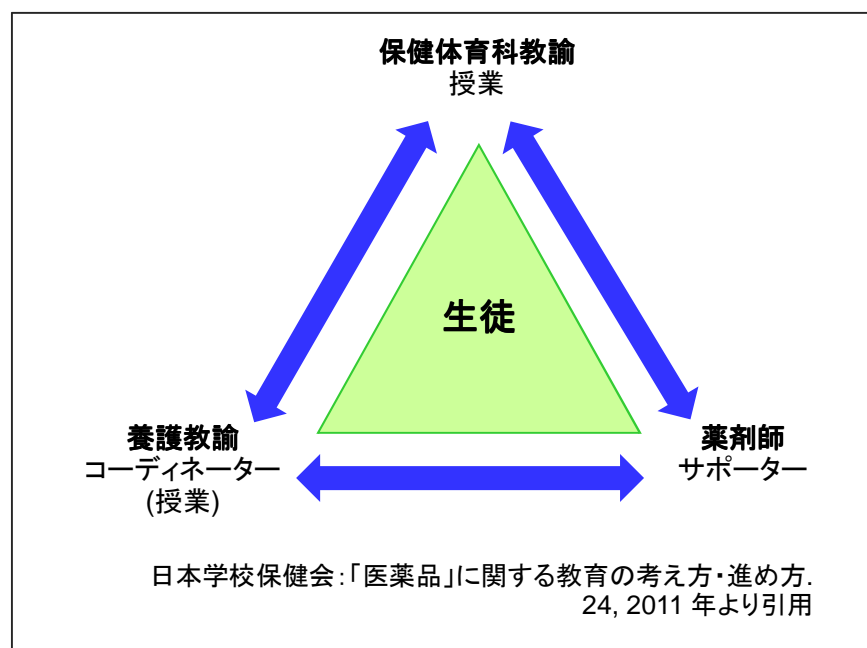


図 2 関係職員との連携

### 学校薬剤師の役割

2008 年1月の中央教育審議会答申のなかで「子供に生涯にわたり自己の健康管理を適切に行う能力を身につけさせることが求められるなか、医薬品は医師、薬剤師の指導のもと、自ら服用するものであることから、医薬品に関する適切な知識をもつことは重要な課題であり、学校薬剤師がこのような点についてさらなる貢献をすることが期待されている」と提言されている。そこで学校薬剤師の役割について3つのケースを述べる。

#### 1. サポーターとしての役割

保健体育の授業の前に、①教材・資料の提供(異なる剤形の医薬品のサンプル・空箱・添付文書・模型実験)、②保健体育科教諭の指導案への助言を行う。

#### 2. T.T.方式への参画

T.T.方式とはチーム・ティーチングとよばれる授業スタイルで保健体育科教諭が学校薬剤師と養護教諭の協力を得て一緒に授業を行うことである。このスタイルはそれぞれの専門性が活かされ、生徒の理解を深めるうえで効果的である。

このT.T.方式では、保健体育科教諭が授業の進行を主導し、あらかじめ打ち合せておいた発問や生徒からの質問に対し学校薬剤師などに解答を求めるなど工夫も必要である。一つの例として①打ち合せ→②指導書の作成→③授業の実施→④授業後の検討会、という流れがあげられる。

#### 3. 学校薬剤師による授業

学校薬剤師が「特例非常勤講師制度」\*を利用すれば「くすり教育」において医薬品に関する授業の講師として直接生徒に指導することができる。定期的に学校教育活動に「喫煙・飲酒・薬物乱用防止」に関する教育で積極

的に関与している学校薬剤師の場合は、生徒の理解度などを把握できているので、くすり教育も行いやすいかもしれない。ただ学校薬剤師が授業を行う場合、生徒の発達段階や理解力を十分把握せずに、専門的な内容に偏ると生徒が授業を消化できないことが心配されるので授業内容については、保健体育科教諭と十分な事前打ち合わせをすることが大切である。

#### \*特別非常勤講師制度

非常勤の講師について、都道府県教育委員会に届け出て、免許状を有しない者を非常勤の講師に充てる制度(1988年の教育職員免許法の改正により制度化)のこと。優れた知識や技術を有する社会人を学校教育に活用することにより、学校教育の多様化への対応とその活性化をねらいとする。なお、1998年の免許法改正により、対象教科の拡大、手続きの簡素化が行われた。

## 授業の進め方

どのような授業進行が望ましいかという点では、薬学教育6年制の実務実習方法が参考になる。そこでは、従来の講義だけという授業より参加型授業のほうが身につくということで参加型実務実習が行われている。したがって、中高生にとっても参加型の形式をとることが望ましいと思われる。

この授業の進め方については、多くの団体がホームページ上で参考資料を提供しているのでぜひ参照され、大いに利用されるとよい<sup>2 5 6</sup>。

参加型の形式の例としては、①実験を行う、②問題を提起し、少人数のグループごとに話し合い、まとめた結果を発表し、理解を深める——などがある。

学校薬剤師による授業やT.T.方式で行う授業のなかで実験や教材を使って行くと、生徒が理解する上でたいへん有効であると思われる。次に2つの例を紹介する。

### 1. 実験の例

#### ① 医薬品の飲み方に関する実験(カプセル吸着実験)

カプセル剤は水分を飲むとすぐに吸着することを経験させる。指先を水で濡らし、カプセルを触ると指に吸着することから、カプセルを服用する場合には飲む水分の量が少ないとカプセルは喉に付着し、そこで医薬品が溶け出し喉の粘膜に炎症を起こして薬の効果が十分に出ないばかりか、薬のデメリットも大きくなることが理解できる。

#### ② 医薬品の飲み合わせに関する実験

水とお茶の入った別々の試験管に鉄剤を加える。お茶にはタンニンが含まれ、これが鉄と結びつき水に溶けにくいタンニン鉄をつくる。お茶に鉄剤を加えたほうは濃く着色し、沈殿が生成されることを観察する。鉄剤とお茶の飲み合わせにおいては1錠中の鉄の含有量が多いので、タンニン鉄生成で鉄が消費されても臨床上は問題ないとされる。しかし、医薬品によっては飲み物や食べ物の成分と医薬品が反応することがあり、その結果、医薬品の効果が出にくくなる事もあるため、水かぬるま湯で服用することの大切さを理解させる。この実験は目で見てすぐに理解できるよい例である。

## 2. グループディスカッションの例

—風邪の季節の前に行う保険授業のなかで行う授業の例—

- ① **導入** 「健康状態と生活習慣」のテーマの DVD<sup>6)</sup>を見る。その後薬の服用の仕方の是非について問題を投げかける。
- ② **展開** 再び DVD に戻り「セルフメディケーションと OTC 医薬品」、「自然治癒力」、「薬剤師の仕事」、「薬の飲み方」、「薬の効き方」を見せる。ここでは DVD の資料を見せ「自然治癒力と薬」の関係を説明し、グループに分かれ「体調不良の場合どのようにセルフメディケーションを行うのか」という問題を提起し、グループごとにディスカッションさせ結果を発表させる。
- ③ **まとめ** セルフメディケーションを実践するために目標を個々に立てさせる。

DVD やパンフレットや模型などさまざまなツールを利用することで、生徒の「健康管理について」、「薬についての正しい利用法」について理解を深めるのに十分役立つと考えられる。また、授業でまとめを行った後でさらに OTC 医薬品の箱を開けて添付文書を確認する作業をさせると、さらに知識が定着すると考えられる。

### まとめ

セルフメディケーションを推進することは国家の急務である。厚生労働省、文部科学省はセルフメディケーションの推進のための体制作りをしている。文部科学省の取り組みは、国民への薬の教育が必要であることから、まず、中学・高校での教育のなかに「くすり教育」を導入することを始める。中学校で 2012 年から実施され、高校では 2013 年から実施される。この授業は主として保健体育教諭が担当し、教育チームの一員として養護教諭と学校薬剤師が協力して行うことが求められている。

また、新しく始まるくすり教育にあたって各団体が多くのツールを提供している。このツールを上手に取り入れ授業を展開していけば生徒達の理解度は上がるであろう。

そして、セルフメディケーションを推進するにあたり薬剤師の役割は大きく、①薬局内での調剤業務、②OTC 医薬品販売における情報提供と受診勧奨、③薬局から外に出て学校薬剤師として中学・高校へのくすり教育への協力——など多くの活動が求められている。この学校薬剤師としての活動においては、特別非常勤講師制度の利用により生徒に直接授業をすることができ、医薬品の専門家として「くすり教育」に果たす役割を期待されている。そして、くすり教育を通じて社会問題化している薬物乱用防止を含めて中高生に適正に医薬品を使う知識を身につけてもらうことができれば国民の健康増進に寄与できると考える。

## 参考文献

---

- <sup>1</sup> 河野有:新学習指導要領とくすり教育～義務教育となったくすり教育に対する取り組み～. JPMA NewsLetter.No.140:28-31.2010
- <sup>2</sup> くすりの適正使用協議会(RAD-AR) ([http://www.rad-ar.or.jp/intro/kyogikai\\_shokai.html](http://www.rad-ar.or.jp/intro/kyogikai_shokai.html))
- <sup>3</sup> 第 57 回日本学校保健学会口頭発表～小中学生の医薬品や健康に関する知識の実態と「医薬品に関する教育」の効果に関するアンケート調査結果について～. くすりの適正使用協議会(RAD-AR) (<http://www.rad-are.com/lecture/news/index.php?id=114>)
- <sup>4</sup> 日本学校保健会:「医薬品」に関する教育の考え方・進め方. 2011 年
- <sup>5</sup> 日本学校保健会(<http://www.hokenkai.or.jp/>)
- <sup>6</sup> 日本 OTC 医薬品協会(<http://www.jsmi.jp/>)

※『調剤と情報 2011(vol.17 No.6)』に掲載した原稿を著者および株式会社じほうの許諾を得て改変しました。